

JSaaS ストア利用規約

株式会社ライトアップ（以下、「当社」という）は、利用者（以下、「ストア掲載会員」という）が「JSaaS ストア」（以下、「本サービス」という）を円滑かつ適正にご利用いただくために遵守すべき事項を利用規約（以下、「本規約」という）に定めます。

第1条（目的）

1. JSaaS ストアは、当社が提供する補助金申請支援サービスと、ストア掲載会員が提供するサービス（以下、「ストア掲載会員サービス」という）を1つのパッケージサービス（以下、「本パッケージサービス」という）として顧客に提供することによって、相互発展に寄与することを目的としています。

第2条（役割分担）

1. 当社およびストア掲載会員の役割分担は、次のとおりとします。

(1) 当社の役割

- ①ストア掲載会員が申請するストア掲載会員サービスの審査および承認
- ②ストア掲載会員のサービスに適した補助金・助成金情報の収集および適用の確認
- ③ストア掲載会員のサービスを対象にした本パッケージサービスの開発（補助金・助成金の選定、本サービスへの登録、専用ランディングページの作成・設定）
- ④当社の顧客に対して、本パッケージサービスの紹介及び販売
- ⑤本パッケージサービスにおける補助金申請支援業務全般
- ⑥本パッケージサービスにおける補助金支援業務関連の請求および回収

(2) ストア掲載会員の役割

- ①当社に対し、ストア掲載会員サービスの申請
- ②ストア掲載会員の顧客に対し、本パッケージサービスの紹介及び販売
- ③本パッケージサービスにおけるストア掲載会員のサービス代金（以下、「販売代金」という）の請求および回収
- ④本パッケージサービスにおけるストア掲載会員のサービスの納品業務

第3条（報酬）

1. ストア掲載会員から当社への報酬は、以下とします。

- (1) 初期費用及び月額費用：当社とストア掲載会員が別途合意済の額
- (2) 成果報酬：当社とストア掲載会員が別途合意済の額（販売代金の一定割合）

※本パッケージサービスの顧客がストア掲載会員のサービスの利用を継続する限りにおいて、本契約期間終了後も本報酬の支払いは継続されるものとします。

2. ストア掲載会員が当社所定の期日までに初期費用または月額費用を支払わなかった場合、当社の判断で本サービスの利用を停止することがあります。当社は当該停止措置の実施につき、利用者に対して何ら損害賠償の責任等の責を負わないものとします。
3. 当社に支払われた初期費用または月額費用は、理由の如何に関わらず返金されないものとします。

第4条（報酬の請求および支払い）

1. ストア掲載会員による初期費用および月額費用の支払いは、クレジットカード決済を原則とします。
2. ストア掲載会員による成果報酬費用は、当社に対し販売代金に係る明細を毎月末日に締め、翌月 10 営業日までに文書（以下、「販売代金報告書」という）にて報告するものとします。
3. 当社はストア掲載会員に対し、販売代金報告書を受領した翌週中に、前条の成果報酬費用に係る請求書を行います。
4. ストア掲載会員は、前項の請求書を受領した日の翌月末日までに、いずれかの方法で支払います。
 - (1) 当社が指定する銀行口座に振込送金（振込手数料はストア掲載会員負担）
 - (2) 当社とストア掲載会員が別途合意した支払い方法がある場合には、ストア掲載会員はそれに準じて支払いを行う。

第 5 条（利用期間・退会）

1. 本サービスの利用期間は、ストア掲載会員登録のあった日が属する月から 1 年間とします。なお、当該期間満了日までに当社所定の手続き（当社所定の Web サイト）による退会の意思表示がない場合は、1 年ごと自動更新するものとします。

第 6 条（期限の利益の喪失）

1. 当社またはストア掲載会員において次の各号のいずれかに該当した場合は、当該当事者は、本契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、ただちに債務全額を現金にて相手方に支払うものとします。
 - (1) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
 - (4) 監督官庁から営業許可取消または停止の処分を受けたとき
 - (5) 解散の決議をしたとき
 - (6) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (7) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、または相手方の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき
 - (8) 本契約に基づく金銭債務の支払いを怠ったとき
 - (9) 前号のほか、本契約に違反し、相手方から当該違反の是正を要求されたにもかかわらず、10 日以内に当該違反を是正しないとき

第 7 条（契約の解除）

1. 当社は、ストア掲載会員が前条各号のいずれかに該当した場合は、催告および自己の債務の履行の提供することなく直ちに本パッケージサービスの利用登録および利用に関する契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、この場合、当社はストア掲載会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第 8 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社およびストア掲載会員は、自己または自己の代理もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運

動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社またはストア掲載会員は、前項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告をせず本契約を解除することができます。
 3. 当社またはストア掲載会員は、相手方が本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下、「関連契約」という）を締結する場合において、関連契約の当事者または関連契約の当事者の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、相手方に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を講ずるよう求めることができます。
 4. 当社またはストア掲載会員は、相手方に対して前項の措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方がそれに従わなかったときは、本契約を解除することができます。

第9条（保証の否認および免責など）

1. 当社はストア掲載会員と顧客の間におけるコミュニケーション、支払い等に関与しないものとする。
2. 当社による補助金・助成金申請支援業務は、助成金及び補助金の受給を何ら保証するものではない。
5. 本サービスの利用によりストア掲載会員または顧客が損害を被った場合、当社は当該損害を賠償しないものとする。

第10条（機密保持）

1. 当社およびストア掲載会員は、本契約に関連して、機密情報である旨を明示して開示または提供した一方の経営、技術、営業および顧客に関する情報およびデータ（文書、図面、電子メール、電子的記録媒体、口頭などの開示および提供方法は問いません。（以下、「機密情報」という））を開示または漏洩してはならないものとしします。
2. 当社およびストア掲載会員は、機密情報を厳格に保持し、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社ストア掲載会員双方の関連会社を含む役員および従業員のうち本契約を履行するために機密情報を知る必要のある者以外にはいかなる者にも一切開示または漏洩してはならないものとしします。ただし、次の各号の一に該当することが立証される情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 開示者から開示を受ける前に、被開示者が知得していた情報
 - (2) 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
 - (3) 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すことができない事由により公知となった情報
 - (4) 被開示者が開示者から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(6) 法律、規則、官庁もしくは裁判所の要求に基づき開示される情報

3. 第1項の規定にかかわらず、当社およびストア掲載会員は、機密情報について法律または裁判所もしくは政府その他の行政機関による開示の要請、要求または命令を受けた場合は、その旨を当該機密情報の開示に先立って書面で相手方に通知したうえで、当該要請、要求または命令に応じることができるものとします。
4. 機密情報の保持に関する義務は本契約終了後も存続するものとします。

第11条（個人情報の保護）

1. 被開示者は、開示者より開示された個人情報を善良なる管理者の注意をもって管理しなくてはならないものとします。
2. 個人情報とは、当社またはストア掲載会員の関係者（役員、従業員、株主、取引先の役員および従業員、顧客およびそれらに準ずる者）や当社またはストア掲載会員が運営するサービスの会員（個人、企業、団体等）に関する情報（住所、氏名、年齢、電話番号、経歴、その他一切のプライバシーに関する情報）およびそれに準ずるものとします。

第12条（本件機密情報の返還）

1. 被開示者は、開示者から要求があった場合、本件機密情報を所持する必要がなくなった場合、または本契約が期間満了もしくは合意解約その他の事由により終了した場合には、本件機密情報をただちに開示者に返還または開示者の指示に基づき破棄するものとします。

第13条（禁止事項）

1. 当社またはストア掲載会員は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。
2. スタア掲載会員はストア掲載会員の顧客に対し補助金・助成金申請を支援する場合、原則として当社に依頼するものとします。ただし、当社の書面による事前の承諾があれば、その限りではありません。

第14条（本サービスの提供の休止）

1. 当社は、次下記の事項に該当する場合には、ストア掲載会員に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を休止できるものとします。
 - (1) システムの不具合により、十分なサービスを提供することができないと当社が判断した場合
 - (2) 火災、停電、天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が運営上休止する必要があると認めた場合

第15条（本サービスの提供の終了）

1. 当社は、ストア掲載会員に対し、事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を終了することができるものとします。
2. 当社は、当社が前項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、第3項で定める本サービスの提供終了の翌月から契約期間満了までの利用料金の支払を免除します。
3. 当社が本条第1項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、同条同項で定める通知がなされた日が属する月の翌月末日をもって、本サービスの提供は終了するものとします。

第16条（誠実協議）

1. 本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、信義誠実の原則に則り当社とストア掲載会員間で協議のうえ、円満なる解決を図るものとします。

第17条（本規約の改定）

1. 当社は、本規約等を任意に改定できるものとします。本規約等の改定は、当社所定のサイトに掲示した時にその効力を生じるものとします。

第18条（紛争解決）

1. 本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。